

がんで苦しむ人を
ひとりでも
少なくするために



ご案内

- ・がん征圧維持会員入会
- ・一般寄附



公益財団法人 新潟県健康づくり財団

Niigata Health Foundation

〒951-8124 新潟市中央区医学町通二番町13番地（新潟県医師会館内）
電話 025-224-6161 F A X 025-224-6165 U R L <http://www.nhf.or.jp>

1年に100万人近くの日本人が“がん”と診断され、

37万人が“がん”で命をおとしています



現在、日本人の2人に1人は一生のうち何らかの“がん”にかかるといわれています。1981年以降、がんは日本人の死亡原因の第1位となっており、“がん”はすべての人にとって身近な病気となっています。

我が国では、昭和33年に民間の「がん対策推進運動の母体」として、現在の「公益財団法人日本対がん協会」が設立され、“がんを征圧”するために官民総ぐるみで国民運動を展開しています。

本県でも、現在の「公益財団法人新潟県健康づくり財団」内に「日本対がん協会新潟県支部」を発足させ、公益財団法人日本対がん協会と連携し、がん征圧のための活動を続けています。

本財団のがん征圧維持会員（以下「維持会員」といいます）へのご入会やご寄附は「がん征圧運動」にご協力いただくことになり、“がん”で苦しむ人をひとりでも少なくすることに役立ちます。

県民の皆様には是非ともこの趣旨にご賛同いただき、ご支援・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

① 維持会員

“がん征圧運動”の趣旨にご賛同いただき、継続して会費の納入をお願いできる方。

個人会員

年会費 1口 3,000円 1口以上何口でも制限はありません

法人会員

年会費 1口 10,000円 1口以上何口でも制限はありません

会員特典

- ・本財団発行 機関紙「陽光」のご送付（年3回）
- ・日本対がん協会発行「対がん協会報」のご送付（年13回）
- ・講演会、イベント等のご案内
- ・DVD・模型・測定機器等、啓発普及資材の無料貸出 ※ 法人会員様のみ

② 一般寄附

“がん征圧運動”の趣旨にご賛同いただき、寄附への御協力を賜りたく、ご支援をお願いいたします。

（チャリティー収益、快気祝・還暦祝・結婚祝など個人のお祝い、企業・団体有志によるご寄附、香典返しに代えてのご寄附等）

会費や寄附は、税制上の優遇措置を受けることができます。

詳しくは、「別紙1 本財団への寄附金（会費）について【寄附控除のご案内】」をご覧ください。

本財団の“がん征圧運動”活動は



本財団は、全県的な“がん征圧運動”を推進するため、（公財）日本対がん協会と連携を図り、「“がん”で苦しむ人をひとりでも少なくする」ことを目指し次の活動を行っております。

- ① がんおよびがん予防の正しい知識を広めるための普及啓発活動
- ② 各がん検診の推進
- ③ 検診従事者等専門家の育成研修
- ④ がんに関する学術調査・研究事業

維持会費やご寄附は



本財団が行う「がん征圧運動」の活動は、多くの皆様からの維持会費やご寄附により支えられています。いただいた維持会費やご寄附は主に以下の事業等に活用させていただいております。

- ・がん予防ポスター・パンフレット等の購入や作成および配布
- ・がん征圧新潟県大会等のイベント開催
- ・中学生に対するがん教育授業の実施
- ・マスメディアを利用したがん検診受診勧奨活動
- ・啓発普及資材の整備

～ 維持会員と寄附のお申し込みは ～

別紙2「ご入会・ご寄附を希望される方へ」をご記入いただき、本財団にFAXまたは郵送でご送付くださいますようお願い申し上げます。ホームページからお申し込みできます。

お申し込みをいただいた後、本財団からご連絡をさせていただきます。その後、下記振込先のいずれかにお振込みをお願いいたします。

不明な点、くわしいお問い合わせも下記ご連絡先へどうぞ。



◆電話／025-224-6161

◆FAX／025-224-6165

◆メールアドレス／contact@nhf.or.jp

◆ホームページURL／<http://www.nhf.or.jp>



郵便振替

No.00550-8-57129

公益財団法人 新潟県健康づくり財団

第四北越銀行

白山支店（普）No.111506

公益財団法人 新潟県健康づくり財団

郵便振替は専用払込取扱票（お申し込みの際、折り返しこちらからお送りいたします）をご利用いただくと振込手数料がかかりません。銀行振込につきましては大変申し訳ございませんが、手数料をご負担いただきますようお願いいたします。

がんを防ぐための 新12か条

※国立がん研究センター
がん予防・検診研究センターより

1条
たばこは
吸わない

2条
他人の
たばこの
煙を避ける

3条
お酒は
ほどほどに

4条
バランスの
とれた
食生活を

5条
塩辛い
食品は
控えめに

12条
正しい
がん情報で
がんを知る
ことから

8条
適切な
体重維持

7条
適度に
運動

9条
ウイルスや
細菌の感染
予防と治療

6条
野菜や果物
は
不足になら
ないように

11条
身体の異常
に気がつい
たらすぐに
受診を

10条
定期的な
がん検診を

自分へ家族へ
あなたをがんから守るのは
あなた自身です

別紙 1 本財団への寄附金(会費)について 【寄附控除のご案内】

～本財団へのご寄附は税制上の優遇措置を受けることができます。～

- ・ 手続きには本財団が発行する領収書の提出が必要となります。
- ・ 領収書及び「税額控除に係る証明書」は請求のあった場合にのみ送付しております。必要な方は、郵便振替「払込取扱票」の通信欄にてお知らせいただくか、本財団までお電話等でご請求ください。
- ・ 税額控除を選択される場合は、領収書に同封する「税額控除に係る証明書」もあわせて提出してください。

個人寄附の場合

1 所得税

- ・ 確定申告の際、「所得控除」か「税額控除」のどちらかを選択いただけます。
- ・ その年の対象団体に対する寄附合計額のうち、2,000 円を超える金額につき適用されます。

(1) 「所得控除」の場合

寄附金額(総所得金額の 40%を限度) - 2,000 円 = 所得控除額 ⇒課税所得から控除

(事例) 年中の総所得金額が 500 万円、寄附金の合計額が 20 万円の場合

- ・ 20 万円 - 2,000 円 = 19 万 8,000 円 = 寄附金控除額
- ・ 控除額 19 万 8,000 円は、総所得金額 500 万円 × 40% = 200 万円の限度内となりますので、19 万 8,000 円は全額が総所得金額からの控除対象となります。

(2) 「税額控除」の場合

(寄附金額(総所得金額の 40%を限度) - 2,000 円) × 40% = 税額控除額(所得税額の 25%を限度) ⇒所得税額から控除

(事例) 年中の総所得金額が 500 万円、寄附金の合計額が 20 万円、所得税額が 42 万円の場合

- ・ 20 万円 - 2,000 円 = 19 万 8,000 円 × 40% = 7 万 9,200 円 = 税額控除額
- ・ 控除額 7 万 9,200 円は、所得税額 42 万円 × 25% = 10 万 5,000 円の限度内となりますので、7 万 9,200 円は全額が所得税額からの控除対象となります。

2 個人住民税

所得税の確定申告書を作成する際に、住民税の寄附金控除の適用に関する所定の事項を記載することにより、個人住民税の控除も受けられます。

法人寄附の場合

法人様の寄附金は、通常「一般損金算入限度額」の範囲内で税務上の損金に算入することができますが、本財団への寄附金は特定公益増進法人に対する寄附金に該当するため、別枠の損金算入限度額が認められます。したがって、損金算入限度額の範囲が一般損金算入限度額と別枠の損金算入限度額の合計額になります。

(事例) 資本金が1億円、年中の所得金額が 1,000 万円の場合(事業年度の月数が 12 月の場合)

① 一般損金算入限度額= $\{(1 \text{ 億円} \times 0.25\%) + (1,000 \text{ 万円} \times 2.5\%)\} \times 0.25 = 125,000 \text{ 円}$

② 別枠の損金算入限度額= $(1 \text{ 億円} \times 0.375\% + 1,000 \text{ 万円} \times 6.25\%) \times 0.5 = 500,000 \text{ 円}$

したがって、①+②の合計金額である 625,000 円の損金算入が認められます。

【別紙2】 ご入会・ご寄附を希望される方へ

本財団の活動趣旨にご賛同いただき、ご入会・ご寄附を希望される方は、下記申込書にご記入の上、事務局へFAXまたは郵送にて送付下さい。後日、振込用紙をお送りいたします。

※ 本財団ホームページからもお申込みいただけます。

ホームページURL <http://www.nhf.or.jp/>

FAX送付先 025-224-6165

申込書

(公財)新潟県健康づくり財団〔 1. がん征圧維持会員への入会
2. 一般寄附 〕 を申し込みます。

※ いずれかに○をご記入ください

申込日	令和 年 月 日	区分	1. 個人 2. 法人
お名前 (法人名)		部署名・担当者名 (法人の方のみ)	
ご住所	〒 -		
電話番号	- -		

事務局使用欄

公益財団法人新潟県健康づくり財団

会員種別

① がん征圧維持会員

“がん征圧運動”の趣旨にご賛同いただき、継続して会費の納入をお願いできる方。

個人会員 年会費 1口 3,000円 1口以上何口でも制限はありません

法人会員 年会費 1口 10,000円 1口以上何口でも制限はありません

会員特典

- ・本財団発行 機関紙「陽光」のご送付（年3回）
- ・日本対がん協会発行「対がん協会報」のご送付（年13回）
- ・講演会、イベント等のご案内
- ・DVD・模型・測定機器等、啓発普及資材の無料貸出 ※ 法人会員様のみ

② 一般寄附

“がん征圧運動”の趣旨にご賛同いただき、寄附への御協力を賜りたく、ご支援をお願いいたします。
(チャリティー収益、快気祝・還暦祝・結婚祝など個人のお祝い、企業・団体有志によるご寄附、香典返しに代えてのご寄附等)